

July 1, 2021

Japan Bank for International Cooperation

Environmental Examination Report

- (1) Project Name
Expansion of afforestation business
- (2) Project Site
Federative Republic of Brazil, Amapá State
- (3) Project Outline
Expansion of afforestation business for the purpose of production of wood chip for paper and biomass fuel.
- (4) Category Classification
Category B
- (5) Reason for Classification
The project belongs to sensitive sector forestry under the Environmental Guidelines, but the operation is only harvesting planted forest and reforesting in the area of the managing company, and it does not include sensitive characteristics and is not located in or around sensitive areas under the Environmental Guidelines; therefore, it is likely to have no significant adverse impact on the environment.
- (6) Environmental Permits and Approvals
Approved by the relevant authority of the country in November 2016.
- (7) Pollution Mitigation Measures
It is confirmed that air quality, water quality waste, soil contamination and odor are properly managed.
- (8) Natural Environment
Appropriate measures are taken to avoid impacts to the natural environment.
- (9) Social Environment
The project does not involve involuntary resettlement. Appropriate measures are taken for the protection of the social environment.

(1 0) International Standard
IFC Performance Standard

(1 1) Others, Monitoring

JBIC will monitor the result of reporting of including, but not limited to automobile exhaust, water quality, noise, fauna and forest fire from the relevant authority, if any.

No の場合、質問 8 以下にお答え下さい。

質問 8. プロジェクトサイト内または周辺域に以下に示す「影響を受けやすい地域」がありますか？

(Yes / No)

Yes の場合、該当するものをマークして下さい。質問 9 以下にお答え下さい。

No の場合、質問 9 以下にお答え下さい。

- (1) 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等）
- (2) 生態学的に重要な森林（原生林、熱帯の自然林を含む）
- (3) 生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟を含む）
- (4) 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
- (5) 大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域
- (6) 砂漠化傾向の著しい地域
- (7) 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域
- (8) 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域（文化的、精神的な目的で使用される地域を含む）、もしくは特別な社会的価値のある地域

質問 9. プロジェクトにおいて以下に示す特性が予定されていますか？

(Yes / No)

Yes の場合、該当する特性の規模を記載して下さい。また、質問 10 以下にお答え下さい。

No の場合、質問 11 以下にお答え下さい。

- (1) 非自発的住民移転または生計手段の喪失（規模： 人）
- (2) 地下水揚水（規模： m³/年）
- (3) 埋立、土地造成、開墾（規模： ha）
- (4) 森林伐採（規模： ha）

質問 10. プロジェクトを実施する国の環境社会影響評価制度において、質問 9 (1) ~ (4) に該当する特性及びその規模が、プロジェクトの環境社会影響評価を実施する根拠になっていますか？

- 根拠となっている
- 根拠となっていない
- その他 ()

質問 11. プロジェクトは、社会面で重大な影響を及ぼす可能性が高いですか？

(Yes / No)

Yes の場合、該当する内容を記載して下さい。また、質問 12 以下にお答え下さい。

No の場合、質問 12 以下にお答え下さい。

- 人権への重大な影響を及ぼす可能性 ()
- その他 ()

質問 12. 総プロジェクトコストに占める国際協力銀行または日本貿易保険支援割合が、5%以下またはは支援額が 10 百万 SDR 相当円以下ですか？（既往の同一プロジェクトへの追加支援の場合は累積額とする。）

(Yes / No)

Yes の場合、以降の質問にお答え頂く必要はありません。
No の場合、質問 13 以下にお答え下さい。

質問 13. 環境社会影響が軽微なもしくは悪化が予見されないプロジェクト（例：既存設備のメンテナンスのプロジェクト、拡張を伴わないリハビリ、追加設備投資を伴わない権益取得）に該当しますか？

(Yes / No)

Yes の場合、以降の質問にお答え頂く必要はありません。
No の場合、質問 14 以下にお答え下さい。

質問 14. 以下に掲げる特定セクターに該当するプロジェクトですか？

(Yes / No)

Yes の場合、該当するセクターをマークして下さい。また、質問 15 にお答え下さい。
No の場合、以降の質問にお答え頂く必要はありません。

- (1) 鉱山
- (2) 石油・天然ガス開発
- (3) パイプライン
- (4) 鉄鋼業（大型炉を含むもの）
- (5) 非鉄金属製錬
- (6) 石油化学（原料製造。コンビナートを含む）
- (7) 石油精製
- (8) 石油・ガス・化学物質ターミナル
- (9) 紙、パルプ
- (10) セメント（新設の採石場を含むもの）
- (11) 有害・有毒物質製造・輸送（国際条約等に規定されているもの）
- (12) 火力発電
- (13) 原子力発電
- (14) 水力発電、ダム、貯水池
- (15) 送変電・配電（大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの）
- (16) 道路、鉄道、橋梁
- (17) 空港
- (18) 港湾
- (19) 下水・廃水処理（影響を及ぼしやすい特性を含むか、影響を受けやすい地域に立地するもの）
- (20) 廃棄物処理・処分
- (21) 農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）
- (22) 林業、植林
- (23) 観光（ホテル建設等）

質問 15. プロジェクトの規模（概略開発面積、施設面積、生産量、発電量等）について記入して下さい。また、プロジェクトを実施する国において、そのプロジェクトの規模が大きいことを理由として環境社会影響評価が必要となるかどうかについても記入して下さい。

総植林面積：自社地 30 万 ha 中 12 万 ha に植林が可能で（残り 18 万 ha は自社保全林として管理）、現状年間約 4 千 ha の植林を実施し、現状年間約 50 万 BDT の木材チップを生産・輸出している。

本プロジェクトにより、年間約9千haの植林まで事業拡大し、年間約67万BDTの木材チップを生産・輸出する。植林の環境影響評価については既に実施済、各オペレーションライセンスは、州政府、連邦政府の定めに従い毎年更新、都度指摘事項の改善を懈怠なく行っている。